

令和6年度食中毒注意報第9号の発令について

令和6年8月13日
京都府山城南保健所環境衛生課
電話：0774-72-4302

本日（8月13日）京都府 **南部** ・ 北部 地域において、下記のとおり食中毒注意報が発令されましたのでお知らせします。

記

1 発令日時

令和6年8月13日（火） 午前10時

2 発令継続時間（日数）

72時間（3日間：8月16日（金）午前10時まで）

3 発令対象地域

京都府 **南部** ・ 北部 地域（京都市を除く京都府域）

4 注意報の周知徹底

- 報道機関の協力を得て府民に広報する。
- 府保健所及び役場等で「食中毒注意報発令中」の看板を掲示する。
- 給食従事者、食品関係営業者に対し、関係機関を通じて次の注意事項を呼びかける。

<注意事項>

- ア 調理した食品は、できるだけ早く食べ、室温で放置しない。
- イ 牛レバー等加熱して調理する食品は十分に火をとおす。
- ウ 冷蔵庫は過信せず、庫内温度に注意し、早めに食べる。
- エ まな板、包丁、フキンを消毒する。
- オ ネズミ、ハエ、ゴキブリを駆除する。
- カ 体調の悪い人、手に傷のある人は調理業務に従事しない。
- キ 用便後、調理前には、よく手を洗い消毒する。

5 発令状況

- 本年度9回目の発令（南部のみ5回、北部のみ2回、南部北部同時2回）
- 令和5年度は16回発令（南部のみ5回、北部のみ10回、南部北部同時1回、初回は7月10日）

参考（発令基準） 次のいずれかの条件を満たしたときに発令

- ① 気温30℃以上が10時間以上継続することが予想され、かつ当日の最低気温と最高気温の差が10℃以上になることが予想されるとき
- ② 前日の平均湿度が90%以上であり、かつ当日の最高気温が30℃以上になることが予想されるとき
- ③ その他必要と認められたとき